平成31年 第4回 当別町教育委員会定例会議事録

日 時 平成31年3月28日(木) 午後2時00分

場 所 役場3階 中会議室

出席者 本庄教育長、武岡教育長職務代理者、寺田委員、小林委員、佐々木委員

出席職員 山崎教育部長、北村学校教育課長、小出社会教育課長、須藤子ども未来課長、

小川社会教育課主幹、三浦社会教育課主幹、石川子ども未来課主幹、玉木総務

係長、高島学校教育係長、米内学校教育係主査、木村給食センター係長

傍聴者 なし

【開会の宣言】 教育長	ただ今、委員全員出席しておりますので、これより平成31年第4回当 別町教育委員会定例会を開催致します。
【議事日程】 教育長	日程につきましては、各委員に配付しています日程表により議事に入り ます。
【日程第1】 教育長	日程第1、報告第1号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明)
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、報告第1号は原案のとおり承認してご異議

	
	ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第1号は原案の とおり承認致しました。
【日程第2】 教育長	日程第2、報告第2号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明) 只今、議題となりました報告第2号当別町社会体育施設等に係る指定管理者の指定につきまして、提案の説明を申し上げます。議案書の2頁をご高覧ください。 本件につきましては、平成31年第2回当別町教育委員会定例会におきまして、協議案第2号として提案、委員各位のご了承をいただきました規則制定であります。 平成31年度からの3年間、総合体育館などの社会教育施設の一部の管理を民間事業者(ふれスポ With AMB)にするものであります。 なお、本指定管理者の指定につきましては、平成31年第1回当別町議会定例会において、3月20日に原案のとおり可決されましたので、委員会にこれを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。よろしく、ご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、報告第2号は原案のとおり承認してご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第2号は原案の とおり承認致しました。
【日程第3】 教育長	日程第3、報告第3号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。

教育部長

(提案の説明)

只今、議題となりました報告第3号当別町要保護児童対策地域協議会設置規則の一部を改正する規則制定につきまして、提案の説明を申し上げます。 議案書の3頁をご高覧ください。

本件につきましては、平成31年第2回当別町教育委員会定例会におきまして、協議案第3号として提案、委員各位のご了承をいただきました規則制定であります。

規則の制定内容につきましては、本協議会を構成している機関・団体の「当別町ふとみ保育所」が、新年度から「認定こども園おとぎのくに」に移行することに伴い、規則を改正するものであります。

なお、本規則につきましては、平成31年3月1日付けで制定されましたので、委員会にこれを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。

よろしく、ご審議をいただきまして、ご承認を お願いいたします。

教育長

ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、報告第3号は原案のとおり承認してご異議 ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第3号は原案の とおり致しました。

【日程第4】

教育長

日程第4、報告第4号を上程致します。

提案の説明を求めます。

教育部長。

教育部長

(提案の説明)

只今、議題となりました報告第4号当別町要保護児童対策地域協議会ケース検討会設置要綱の一部を改正する訓令制定につきまして、提案の説明を申し上げます。議案書の4頁をご高覧ください。

本件につきましては、平成31年第2回当別町教育委員会定例会におきまして、議案第4号として提案、委員各位のご了承をいただきました訓令制定であります。

訓令の制定内容につきましては、本検討会を構成している機関・団体の「当別町ふとみ保育所」が、新年度から「認定こども園おとぎのくに」に移行することに伴い、要綱を改正するものであります。

	なお、本訓令につきましては、平成31年3月1日付けで制定されましたので、委員会にこれを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。 よろしく、ご審議をいただきまして、ご承認を お願いいたします。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、報告第4号は原案のとおり承認してご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第4号は原案の とおり承認致しました。
【日程第5】	日程第5、報告第5号を上程致します。
	提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明)
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、報告第5号は原案のとおり承認してご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第5号は原案の とおり承認致しました。

【日程第6】 教育長	日程第6、報告第6号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明) 只今、議題となりました報告第6号平成31年度当初予算につきまして、提案の説明を申し上げます。議案書の6頁をご高覧ください。 本件につきましては、平成31年第2回当別町教育委員会定例会におきまして、協議案第7号として提案、委員各位のご了承をいただきました予算であります。 歳入の総額を3億1,457万2千円、民生費と教育費を合わせた歳出の総額を8億7,926万8千円にするものであります。 なお、本当初予算につきましては、平成31年第1回当別町議会定例会において、3月20日に原案のとおり可決されましたので、委員会に、これを報告し、ご承認をいただこうとするものであります。よろしく、ご審議をいただきまして、ご承認をお願いいたします。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、報告第6号は原案のとおり承認してご異議 ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、報告第6号は原案の とおり承認致しました。
【日程第7】 教育長	日程第7、協議案第1号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明) 只今、議題となりました協議案第1号当別町保育所設置条例施行規則の廃止につきまして、提案の説明を申し上げます。 本件につきましては、平成31年3月31日をもって、当別町立保育所が廃止となることに伴い、規則を廃止するものであります。 よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。 なお、詳細につきましては、子ども未来課長から説明いたします。

子ども未来課長

ご説明申し上げます。議案書の7頁をご覧ください。

本規則につきましては、4月1日付け町立ふとみ保育所が私立認定こども園に移行することにより、町が設置する保育所が廃止されることに伴い、本規則を廃止するものです。

なお、本規則に規定を委任をしている「保育所設置条例」につきまして も、12月議会で議決をされ平成31年3月31日付けでの条例廃止とな ることに合わせて本条例施行規則を廃止しようとするものです。

説明は、以上です。

教育長

ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、協議案第1号は原案のとおり了解してご異 議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、協議案第1号は原案 のとおり了解致しました。

【日程第8】

教育長

日程第8、協議案第2号を上程致します。

提案の説明を求めます。

教育部長。

教育部長

(提案の説明)

只今、議題となりました協議案第2号 当別町保育所主食費徴収規則の 廃止につきまして、提案の説明を申し上げます。

平成31年3月31日をもって、当別町立保育所が廃止となることに伴い、規則を廃止するものであります。

よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。

なお、詳細につきましては、子ども未来課長から説明いたします。

子ども未来課長

ご説明申し上げます。議案書の8頁をご高覧ください。

本規則は、これまで町が直接徴収していた町立ふとみ保育所の3歳以上の利用児童の主食費の費用徴収(月額600円)を定めた規則でございます。この度の町立ふとみ保育所の私立認定こども園への移行に伴い、認定こども園が直接利用者から主食費を徴収することに変わることから本規則を廃止しようとするものです。

説明は、以上です。

教育長 ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、協議案第2号は原案のとおり了解してご異 議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、協議案第2号は原案 のとおり了解致しました。 【日程第9】 教育長 日程第9、協議案第3号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。 教育部長 (提案の説明) 只今、議題となりました協議案第3号当別町障がい児保育事業実施規則 の一部を改正する規則制定につきまして、提案の説明を申し上げます。 本件につきましては、施設の名称が変更することに伴い、規則の一部を 改正しようとするものであります。 よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。 なお、詳細につきましては、子ども未来課長から説明いたします。 子ども未来課長 ご説明申し上げます。議案書の9頁、別冊資料の1~6頁をご高覧くだ V10 本規則につきましては、認定こども園での障がい児保育の実施につきま して定めた規則でございます。 内容につきまして、別冊資料(新旧対象表)の2頁をご高覧ください。 規則第3条におきまして障がい児保育を実施する認定こども園を定めて おりますが、平成31年度よりふとみ保育所が認定こども園おとぎの国に 移行することに伴い、引き続き認定こども園おとぎに国において、障がい 児保育を実施することから、実施施設の名称を変更しようとするものでご ざいます。 説明は、以上です。 ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 教育長 なければ、質疑を打ち切り、協議案第3号は原案のとおり了解してご異 議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、協議案第3号は原案

	-
	のとおり了解致しました。
【日程第10】 教育長	日程第10、協議案第4号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明)
子ども未来課長	ご説明申し上げます。議案書の10~11頁、別冊資料の7~14頁を高覧ください。 本規則につきましては、認定こども園において午前8時30分から午後6時30分までの「通常保育時間」の前後1時間の延長保育実施について定めた規則でございます。 内容につきまして、別冊資料(新旧対象表)の7頁をご高覧ください。延長保育事業につきましては、これまで町立保育所の延長保育事業実施規則として定めておりましたが、この度の町立ふとみ保育所の廃止に伴い、保育の実施主体である町が「延長保育事業」の内容を定め、町内各認定こども園において、本規則に即して延長保育を実施をするため、規則の一部改正及び規則内容の精査をしようとするものでございます。説明は、以上です。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。なければ、質疑を打ち切り、協議案第4号は原案のとおり了解してご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、協議案第4号は原案のとおり了解致しました。

【日程第11】 教育長	日程第11、協議案第5号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明)
子ども未来課長	ご説明申し上げます。議案書の12~14頁、別冊資料15~25頁をご高覧ください。 本規則につきましては、認定こども園における一時預かり事業について定めた規則でございます。 内容につきまして、別冊資料(新旧対象表)の15頁をご高覧ください。一時預かり事業につきましては、規則第2条において、これまで町立ふとみ保育所の一時預かり事業実施規則として定めておりましたが、この度の町立ふとみ保育所の廃止に伴い、保育の実施主体であります町が一時預かり事業の内容を定め、町内各認定こども園において本規則に即して実施をするため規則の一部を改正しようとするものでございます。説明は、以上です。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、協議案第5号は原案のとおり了解してご異 議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、協議案第5号は原案 のとおり了解致しました。
【日程第12】 教育長	日程第12、協議案第6号を上程致します。 提案の説明を求めます。 教育部長。

教育部長

(提案の説明)

只今、議題となりました協議案第6号当別町教育・保育施設補助金交付 規則の一部を改正する規則制定につきまして、提案の説明を申し上げま す。

本件につきましては、保育体制充実事業の実施に伴い、規則の一部を改 しようとするものであります。

よろしく、ご審議をいただきますよう、お願いいたします。

なお、詳細につきましては、子ども未来課長から説明いたします。

子ども未来課長

ご説明申し上げます。

議案書の15~21頁、別冊資料の26~37頁をご高覧ください。 本規則につきましては、障がい児保育事業や延長保育事業、一時預かり 事業など、認定こども園における「特別保育事業」にかかる補助を定めた 規則でござます。

内容につきまして、別冊資料(新旧対象表)の27頁をご高覧ください。 この度の改正につきましては、新たな取り組みとして、保育体制充実事 業を創設しようとするものです。

内容につきましては、認定こども園において国の定める保育教諭の配置 基準を上回る加配保育教諭を配置した場合にその費用の一部を助成する ことで各認定こども園の保育体制を充実しようとするものでございます。

具体的には、各こども園において加配保育士を配置した場合1名分を上 限に加配の実績に応じて概ね6割相当の費用を補助することで、保育体制 の充実を図るものでございます。本事業の効果としては、子どもたちへの きめ細かな教育保育活動の充実や年度途中での子どもの増加に対応する ための事前の保育教諭確保について効果を期待するものでございます。

説明は、以上です。

教育長

ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、協議案第6号は原案のとおり了解してご異 議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、協議案第6号は原案 のとおり了解致しました。

【日程第13】

教育長

日程第13、協議案第7号を上程致します。

	提案の説明を求めます。 教育部長。
教育部長	(提案の説明)
子ども未来課長	ご説明申し上げます。議案書の22~26頁、別冊資料の38~42頁をご高覧ください。 本規則につきましては、町外から町内の保育施設を利用する場合、また町内から町外の保育施設を利用する場合、いわゆる市町村をまたがっての広域入所について定めた規則でござます。 内容につきまして、別冊資料 (新旧対象表)の38頁をご高覧ください。広域入所につきましては、この度の町立ふとみ保育所の廃止及び認定こども園への移行に伴い、町内の保育施設として、保育所はなくなり、すべて認定こども園となることから、規則第1条、第2条をはじめ各条項の標記を「保育所」から「認定こども園」に改めようとするものでございます。また、第1条のあります「保育に欠ける児童」を「保育を必要とする児童」に改めるなど(子ども子育て支援)法令上の現在標記に合わせ精査をしようとするものでございます。説明は、以上です。
教育長	ただ今、提案説明がありましたが、何か、ご質問等はございますか。 なければ、質疑を打ち切り、協議案第7号は原案のとおり了解してご異 議ございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、委員全員の賛成を得ましたので、協議案第7号は原案 のとおり了解致しました。
【閉会の宣言】 教育長	以上で、本日の日程は、すべて終了致しました。 平成31年第4回当別町教育委員会定例会を閉会致します。

教育長	引き続き、事務局から報告・連絡等をお願いします。 ◆学校教育課長より説明 ○平成31年第1回当別町議会定例会代表質問および一般質問について(答弁概要) ○卒業生進路及び就学状況について ○平成31年度認定こども園及び小・中学校入学式について ○教育委員会歓送迎会について ○本成31年度フッ化物洗口事業について ○中学生におけるピロリ菌検査・除菌事業について ○中学生におけるピロリ菌検査・除菌事業について ◆社会教育課長より説明 ○2019年度放課後学習会について ◆子ども未来課長より説明 ○平成31年度当別町子どもプレイハウス利用申し込み状況について ○平成31年度当別町子どもプレイハウス利用申し込み状況について ○平成31年度当別町内幼児教育・保育施設の利用見込みについて
教育長	次回の定例会の日程でありますが、平成31年4月24日(水)午後4時から役場3階中会議室での開催を予定していますので、よろしくお願いします。 以上で、すべてを終了させていただきます。お疲れ様でした。

閉会 午後3時00分